○大分市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

平成２４年１２月１７日

条例第６７号

改正　平成２６年９月１９日条例第３０号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）

第２章　人員に関する基準（第３条）

第３章　設備に関する基準（第４条―第６条）

第４章　運営に関する基準（第７条―第４１条）

第５章　ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第１節　この章の趣旨及び基本方針（第４２条・第４３条）

第２節　設備に関する基準（第４４条―第４６条）

第３節　運営に関する基準（第４７条―第５５条）

第６章　雑則（第５６条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第

８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第２６条の規定による改正前の介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１０条第１項及び第２項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第２条　指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

２　指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立って指定介護療養施設サービス（法第４８条第１項第３号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）の提供に努めなければならない。

３　指定介護療養型医療施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

４　指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行わなければならない。

第２章　人員に関する基準

第３条　指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)　医師、薬剤師及び栄養士　それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上

(2)　療養病床に係る病室によって構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下「療養病床に係る病棟」という。）に置くべき看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）　常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が６又はその端数を増すごとに１以上

(3)　療養病床に係る病棟に置くべき介護職員　常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が６又はその端数を増すごとに１以上

(4)　理学療法士及び作業療法士　当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適当数

(5)　介護支援専門員　１以上（療養病床に係る病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数が１００又はその端数を増すご

とに１を標準とする。）

２　指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)　医師　常勤換算方法で、１以上

(2)　療養病床に係る病室に置くべき看護職員　常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が６又はその端数を増すごとに１以上

(3)　療養病床に係る病室に置くべき介護職員　常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が６又はその端数を増すごとに１以上

(4)　介護支援専門員　１以上

３　指定介護療養型医療施設（介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「令」という。）第４条第２項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)　医師、薬剤師及び栄養士　それぞれ医療法上必要とされる数以上

(2)　老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員

ア　老人性認知症疾患療養病棟（医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号）第４３条の２の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。）

にあっては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が３又はその端数を増すごとに１以上

イ　老人性認知症疾患療養病棟（アの規定の適用を受けるものを除く。）にあっては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が４又はその端数を増すごとに１以上

(3)　老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員　常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が６又はその端数を増すごとに１以上

(4)　老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士　１以上

(5)　老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者　１以上

(6)　介護支援専門員　１以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が１００又はその端数を増すごとに１を標準とする。）

４　前３項の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

５　第１項から第３項までの常勤換算方法は、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

６　療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する

病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第１項第５号及び第３項第６号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が１００又はその端数を増すごとに１とする。

７　指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第４２条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）及びユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

８　第１項第５号、第３項第６号及び第６項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。

９　第３項第１号の医師のうち１人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師としなければならない。

１０　第３項第４号の作業療法士及び同項第５号の精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。

第３章　設備に関する基準

（構造設備）

第４条　指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。

２　指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1)　療養病床に係る一の病室の病床数は、４床以下とすること。

(2)　療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者１人につき６.４平方メートル以上とすること。

(3)　患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、１.８メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、２.７メートル以上としなければならない。

(4)　機能訓練室は、内法による測定で４０平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

(5)　談話室は、療養病床の入院患者同士及び入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならない。

(6)　食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者１人につき１平方メートル以上の広さを有しなければならない。

(7)　浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならな

い。

３　前２項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第５条　指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。

２　指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1)　療養病床に係る一の病室の病床数は、４床以下とすること。

(2)　療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者１人につき６.４平方メートル以上とすること。

(3)　患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、１.８メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、２.７メートル以上としなければならない。

(4)　機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

(5)　談話室は、療養病床の入院患者同士及び入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならない。

(6)　食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者１人につき１平方メートル以上の広さを有しなければならない。

(7)　浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。

３　前２項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第６条　指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、生活機能訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を有しなければならない。

２　指定介護療養型医療施設の病室、廊下、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1)　老人性認知症疾患療養病棟に係る一の病室の病床数は、４床以下とすること。

(2)　老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者１人につき６.４平方メートル以上とすること。

(3)　老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分（事業の管理の事務に供される部分を除く。）の床面積は、入院患者１人につき１８平方メートル以上とすること。

(4)　患者が使用する廊下であって、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、１.８メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、２.７メートル以上（医療法施行規則第４３条の２の規定の適用を受ける病院の廊下の幅

にあっては、２.１メートル以上）としなければならない。

(5)　生活機能回復訓練室は、６０平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えなければならない。

(6)　デイルーム及び面会室の面積の合計は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者１人につき２平方メートル以上の面積を有しなければならない。

(7)　食堂は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者１人につき１平方メートル以上の広さを有しなければならない。ただし、前号のデイルームを食堂として使用することができるものとする。

(8)　浴室は、入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものでなければならない。

３　前２項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第４章　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第７条　指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、患者又はその家族に対し、第２７条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の患者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について患者の同意を得なければならない。

２　指定介護療養型医療施設は、患者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該患者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて患者又はその家族の閲覧に供し、当該患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2)　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイル

に前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3　前項に掲げる方法は、患者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4　第２項第１号の電子情報処理組織とは、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と、患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5　指定介護療養型医療施設は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該患者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1)　第２項各号に規定する方法のうち指定介護療養型医療施設が使用するもの

(2)　ファイルへの記録の方式

6　前項の規定による承諾を得た指定介護療養型医療施設は、当該患者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該患者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該患者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第８条　指定介護療養型医療施設は、正当な理由なく指定介護療養施設サービ

スの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第９条　指定介護療養型医療施設は、患者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第１０条　指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

２　指定介護療養型医療施設は、前項の被保険者証に法第７３条第２項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護療養施設サービスを提供するように努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第１１条　指定介護療養型医療施設は、入院の際に要介護認定を受けていない患者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、患者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

２　指定介護療養型医療施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入院患者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の３０日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（入退院）

第１２条　指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、指定介護療養施設サービスを提供するものとする。

２　指定介護療養型医療施設は、入院の申込みを行っている患者の数が入院患者の定員から入院患者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、指定介護療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる患者を優先的に入院させるよう努めなければならない。

３　指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等（法第８条第２３項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

４　指定介護療養型医療施設の医師は、適時、療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要性がないと判断した場合には、患者に対し、退院を指示しなければならない。

５　指定介護療養型医療施設は、患者の退院に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退院後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第１３条　指定介護療養型医療施設は、入院に際しては入院の年月日並びに入院している介護保険施設の種類及び名称を、退院に際しては退院の年月日を、当該患者の被保険者証に記載しなければならない。

２　指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第１４条　指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービス（法第４８条第４項の規定により施設介護サービス費（同条第１項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）に該当する指定介護療養施設サービスを提供した際には、入院患者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護療養施設サービスについて別に定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護療養施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護療養施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

２　指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護

療養施設サービスを提供した際に入院患者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定介護療養型医療施設は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1)　食事の提供に要する費用（法第５１条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2)　居住に要する費用（法第５１条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3)　別に定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4)　別に定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5)　理美容代

(6)　前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

４　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、別に定めるところによるものとする。

５　指定介護療養型医療施設は、第３項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。この場合において、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第１５条　指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければならない。

（指定介護療養施設サービスの取扱方針）

第１６条　指定介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。

２　指定介護療養施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一

的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

３　指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

４　指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

５　指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

６　指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設サービス計画の作成）

第１７条　指定介護療養型医療施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

２　施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入院患者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的

な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入院患者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入院患者が現に抱える問題点を明らかにし、入院患者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4　計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入院患者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入院患者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5　計画担当介護支援専門員は、入院患者の希望、入院患者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入院患者の家族の希望を勘案して、入院患者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護療養施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護療養施設サービスの内容、指定介護療養施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6　計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定

介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入院患者又はその家族に対して説明し、文書により入院患者の同意を得なければならない。

8　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入院患者に交付しなければならない。

9　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入院患者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

１０　計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入院患者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1)　定期的に入院患者に面接すること。

(2)　定期的にモニタリングの結果を記録すること。

１１　計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必

要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(1)　入院患者が法第２８条第２項に規定する要介護更新認定を受けた場合

(2)　入院患者が法第２９条第１項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

１２　第２項から第８項までの規定は、第９項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

（診療の方針）

第１８条　医師の診療の方針は、次に掲げるところによるほか、別に定める基準によらなければならない。

(1)　診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。

(2)　診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入院患者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。

(3)　常に入院患者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、入院患者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

(4)　検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして妥当適切に行う。

(5)　特殊な療法又は新しい療法等については、別に定めるもののほか行って

はならない。

(6)　別に定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）第２条第１７項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。

(7)　入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

（平２６条例３０・一部改正）

（機能訓練）

第１９条　指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法、作業療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第２０条　看護及び医学的管理の下における介護は、入院患者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

２　指定介護療養型医療施設は、１週間に２回以上、適切な方法により、入院患者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

３　指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

４　指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者のおむつを適切に取り替えなければならない。

５　指定介護療養型医療施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

６　指定介護療養型医療施設は、前各項に定めるほか、入院患者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

７　指定介護療養型医療施設は、その入院患者に対して、入院患者の負担により、当該指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事の提供）

第２１条　入院患者の食事は、栄養並びに入院患者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

２　入院患者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

（その他のサービスの提供）

第２２条　指定介護療養型医療施設は、適宜入院患者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

２　指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、

入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（患者に関する市への通知）

第２３条　指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを受けている入院患者が次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1)　指定介護療養施設サービスの利用の必要がなくなったと認められるにもかかわらず退院しないとき。

(2)　正当な理由なしに指定介護療養施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(3)　偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の管理）

第２４条　指定介護療養型医療施設を管理する医師は、知事又は市長の医療法第１２条第２項に基づく許可を受けた場合を除くほか、同時に他の病院又は診療所を管理する者であってはならない。

２　指定介護療養型医療施設の管理者は、同時に他の介護保険施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの施設が同一敷地内にあること等により、当該指定介護療養型医療施設の管理上支障がない場合には、この限りでない。

（管理者の責務）

第２５条　指定介護療養型医療施設の管理者は、当該指定介護療養型医療施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行わなければならない。

２　指定介護療養型医療施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第２６条　計画担当介護支援専門員は、第１７条に規定する業務のほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1)　入院の申込みを行っている患者の入院に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

(2)　入院患者の退院に際し、居宅サービス計画の作成その他の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

(3)　第３６条第２項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(4)　第３８条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

（運営規程）

第２７条　指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければなら

ない。

(1)　事業の目的及び運営の方針

(2)　従業者の職種、員数及び職務の内容

(3)　入院患者の定員

(4)　入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5)　施設の利用に当たっての留意事項

(6)　非常災害対策

(7)　苦情処理に関する事項

(8)　虐待防止に関する事項

(9)　その他施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第２８条　指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定介護療養型医療施設は、当該施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のため、人権の擁護、虐待の防止、認知症ケア、機能回復等に関する研修の機会を確保し

なければならない。

（定員の遵守）

第２９条　指定介護療養型医療施設は、入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第３０条　指定介護療養型医療施設は、災害の態様ごとに具体的計画を立て、非常災害時における関係機関への通報及び当該機関との連携の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

２　前項の具体的計画並びに通報及び連携の体制は、施設内に掲示するとともに、必要に応じて内容の検証及び見直しを行わなければならない。

３　指定介護療養型医療施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない。

４　指定介護療養型医療施設は、地域の自主防災組織、近隣住民等と連携を図り、非常災害時における入院患者等の安全を確保するための協力体制を確立するよう努めなければならない。

５　指定介護療養型医療施設は、非常災害時に他の施設等からの職員の派遣、他の施設の利用等の協力が得られるよう広域的な相互の応援体制の整備及び

充実に努めなければならない。

（衛生管理等）

第３１条　指定介護療養型医療施設は、入院患者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

２　指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防又はまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)　当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防又はまん延の防止のための指針を整備すること。

(3)　当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防又はまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（協力歯科医療機関）

第３２条　指定介護療養型医療施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（掲示）

第３３条　指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に、運営規程の概要並びに従業者の勤務の体制及び利用料その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第３４条　指定介護療養型医療施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者若しくは入院患者であった者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　指定介護療養型医療施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者若しくは入院患者であった者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入院患者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入院患者の同意を得ておかなければならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第３５条　指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他

の財産上の利益を供与してはならない。

２　指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退院患者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第３６条　指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　指定介護療養型医療施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

３　指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関し、法第２３条の規定による市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、入院患者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

４　指定介護療養型医療施設は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

５　指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭

和３３年法律第１９２号）第４５条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第１７６条第１項第２号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

６　指定介護療養型医療施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第３７条　指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

２　指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第３８条　指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1)　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された

事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2)　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通した改善策について、従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3)　事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

２　指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、入院患者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

３　指定介護療養型医療施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

４　指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第３９条　指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第４０条　指定介護療養型医療施設は、従業者、施設及び設備構造並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日（当該指定介護療養施設サービスを提供した日をいう。）から５年間保存しなければならない。

(1)　施設サービス計画

(2)　第１３条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)　第１６条第５項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)　第２３条に規定する市への通知に係る記録

(5)　第３６条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(6)　第３８条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（暴力団員等の排除）

第４１条　指定介護療養型医療施設は、その運営について、大分市暴力団排除条例（平成２３年大分市条例第１９号）第２条第２号に規定する暴力団員及び同条例第６条第１号に規定する暴力団関係者の支配を受けてはならない。

第５章　ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第１節　この章の趣旨及び基本方針

（この章の趣旨）

第４２条　第２条、第３章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護療養型医療施設（施設の全部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室（当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（基本方針）

第４３条　ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入院前の居宅における生活と入院後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

２　ユニット型指定介護療養型医療施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

３　ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防

止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を図らなければならない。

第２節　設備に関する基準

（構造設備）

第４４条　ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

２　前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1)　ユニット

ア　病室

(ア)　一の病室の定員は、１人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。

(イ)　病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね１０人以下としなければならない。

(ウ)　一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i)　１０.６５平方メートル以上とすること。ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、２１.３平方メートル以上とすること。

(ii)　ユニットに属さない病室をユニットとして改修したものについては、病室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、

入院患者相互の視線の遮断を確保すること。

（エ） 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

イ　共同生活室

（ア） 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

（イ） 一の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

（ウ） 必要な設備及び備品を備えること。

ウ　洗面設備

（ア） 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

（イ） 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ　便所

（ア） 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

（イ） 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

⑵ 廊下幅　１.８メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、２.７メートル以上とすること。

⑶ 機能訓練室　内法による測定で４０平方メートル以上の床面積を有し、

必要な器械及び器具を備えること。

(4)　浴室　身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

３　前項第２号から第４号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

４　第１項第１号イの共同生活室は、医療法施行規則第２１条第１項第２号に規定する食堂とみなす。

５　前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第４５条　ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

２　ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1)　ユニット

ア　病室

(ア)　一の病室の定員は、１人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。

（イ） 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね１０人以下としなければならない。

（ウ） 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i) １０.６５平方メートル以上とすること。ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、２１.３平方メートル以上とすること。

(ii) ユニットに属さない病室をユニットとして改修したものについては、病室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入院患者相互間の視線の遮断を確保すること。

（エ） 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

イ　共同生活室

（ア） 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

（イ） 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

（ウ） 必要な設備及び備品を備えること。

ウ　洗面設備

（ア） 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

（イ） 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ　便所

（ア） 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

（イ） 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(2) 廊下幅　１.８メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、２.７メートル以上とすること。

(3) 機能訓練室　機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

(4) 浴室　身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

３　前項第２号から第４号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

４　第２項第１号イの共同生活室は、医療法施行規則第２１条の４第１項に規定する食堂とみなす。

５　前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第４６条　ユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット、生活機能回

復訓練室及び浴室を有しなければならない。

２　前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、生活機能回復訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1)　ユニット

ア　病室

(ア)　一の病室の定員は、１人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。

(イ)　病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね１０人以下としなければならない。

(ウ)　一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i)　１０.６５平方メートル以上とすること。ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、２１.３平方メートル以上とすること。

(ii)　ユニットに属さない病室をユニットとして改修したものについて、病室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入院患者間の視線の遮断を確保すること。

(エ)　非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

イ　共同生活室

(ア)　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニッ

トの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

（イ） 一の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

（ウ） 必要な設備及び備品を備えること。

ウ　洗面設備

（ア） 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

（イ） 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ　便所

（ア） 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

（イ） 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

⑵　廊下幅　１.８メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、２.７メートル以上とすること。

⑶　生活機能回復訓練室　６０平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。

⑷　浴室　入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとすること。

３　前項第２号から第４号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護

療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

４　前３項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第３節　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第４７条　ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護療養施設サービスを提供した際には、入院患者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供した際に入院患者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　ユニット型指定介護療養型医療施設は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1)　食事の提供に要する費用（法第５１条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第２項第１号に規

定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2)　居住に要する費用（法第５１条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3)　別に定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4)　別に定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5)　理美容代

(6)　前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

４　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、別に定めるところによるものとする。

５　ユニット型指定介護療養型医療施設は、第３項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。この場合において、同項第１号から第４号までに掲げる費用については、文書により同意を得るものとする。

（指定介護療養施設サービスの取扱方針）

第４８条　指定介護療養施設サービスは、入院患者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入院患者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入院患者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

２　指定介護療養施設サービスは、各ユニットにおいて入院患者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

３　指定介護療養施設サービスは、入院患者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

４　指定介護療養施設サービスは、入院患者の自立した生活を支援することを基本として、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

５　ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たって、入院患者又はその家族に対し、サービスの提供方法等

について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

６　ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

７　ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

８　ユニット型指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第４９条　看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入院患者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

２　ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の日常生活における家事を、入院患者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

３　ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入院患者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、

清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

４　ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

５　ユニット型指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

６　ユニット型指定介護療養型医療施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

７　ユニット型指定介護療養型医療施設は、前各項に規定するもののほか、入院患者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

８　ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事）

第５０条　ユニット型指定介護療養型医療施設は、栄養並びに入院患者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

２　ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

３　ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入院患者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

４　ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入院患者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

（その他のサービスの提供）

第５１条　ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入院患者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

２　ユニット型指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第５２条　ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)　施設の目的及び運営の方針

(2)　従業者の職種、員数及び職務の内容

(3)　入院患者の定員

(4)　ユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員

(5)　入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(6)　施設の利用に当たっての留意事項

(7)　非常災害対策

(8)　苦情処理に関する事項

(9)　虐待防止に関する事項

(10)　その他施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第５３条　ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入院患者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

(1)　昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2)　夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3)　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

３　ユニット型指定介護療養型医療施設は、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

４　ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のため、人権の擁護、虐待の防止、認知症ケア、機能回復等に関する研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第５４条　ユニット型指定介護療養型医療施設は、ユニットごとの入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（準用）

第５５条　第７条から第１３条まで、第１５条、第１７条から第１９条まで、第２３条から第２６条まで及び第３０条から第４１条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第７条第１項中「第２７条に規定する運営規程」とあるのは「第５２条に規定する重要事項に関する規程」と、第２５条第２項中「この章」とあるのは「第５章第３節」と、第２６条各号列記以外の部分中「第１７条」とあるのは「第５５条において準用する第１７条」と、同条第３号中「第３６条第２項」とあるのは「第５５条において準用する第３６条第２項」と、同条第４号中「第

３８条第３項」とあるのは「第５５条において準用する第３８条第３項」と、第４０条第２項第２号中「第１３条第２項」とあるのは「第５５条において準用する第１３条第２項」と、同項第３号中「第１６条第５項」とあるのは「第４８条第７項」と、同項第４号中「第２３条」とあるのは「第５５条において準用する第２３条」と、同項第５号中「第３６条第２項」とあるのは「第５５条において準用する第３６条第２項」と、同項第６号中「第３８条第３項」とあるのは「第５５条において準用する第３８条第３項」と読み替えるものとする。

第６章　雑則

（委任）

第５６条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

（経過措置の規則への委任）

２　この条例の施行の際現に法第４８条第１項第３号の規定に基づく指定を受けている介護療養型医療施設であって、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２３年法律第３７号）の施行の日前において同法による改正前の法第１１０条第１項及

び第２項の規定に基づく基準に適合していたものに係る経過措置その他この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附　則（平成２６年条例第３０号）

この条例は、平成２６年１１月２５日から施行する。